

# 資料編



## 資料編

1 人口・産業等	141	表 32 自然公園美化対策一覧表	165
表 1 本県の地域別人口動向	141	表 33 自然公園保護対策一覧表	165
表 2 製造品出荷額等の推移	141	表 34 世界遺産条約の概要等	165
表 3 農林業の動向	141	表 35 鳥獣保護関係施設	166
表 4 年次別漁業生産量及び金額	142	表 36 県内野生鳥獣関係天然記念物	166
表 5 青森県内の自動車保有台数の推移	142	6 大気汚染	167
2 地球にやさしい青森県行動プラン	142	表 37 大気汚染に係る環境基準	167
表 6 エネルギー使用量等	142	表 38 大気汚染常時監視自動測定局一覧	168
表 7 グリーン調達率（特定調達品目）	142	表 39 二酸化硫黄測定結果	168
3 公害防止	143	表 40 窒素酸化物測定結果	169
表 8 公害防止協定等の締結状況	143	表 41 光化学オキシダント測定結果	170
表 9 公害防止管理者等選任届出状況	146	表 42 一酸化炭素測定結果	170
4 水質汚濁	147	表 43 浮遊粒子状物質測定結果	171
表 10 水質汚濁に係る環境基準	147	表 44 非メタン炭化水素測定結果	171
表 11 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況	150	表 45 メタン及び全炭化水素測定結果	172
表 12 水質調査水域の概要図	153	表 46 微小粒子状物質測定結果	172
表 13 水道普及状況	153	表 47 有害大気汚染物質モニタリング調査結果	172
表 14 県内水道水源別取水量	153	表 48 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に 基づく届出施設数	173
表 15 調査河川等数及び測定項目数	153	表 49 電気事業法等に基づく施設設置状況	174
表 16 健康項目の環境基準値を超えた地点数	154	表 50 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に 基づく届出受理件数	175
表 17 公共用水域の底質測定結果	155	表 51 発生源監視測定局項目一覧表	175
表 18 地下水質調査結果総括表	156	7 悪臭	176
表 19 県内から選定された「名水百選」 （昭和 59 年度環境庁選定）	157	表 52 特定悪臭物質の臭気強度別濃度	176
表 20 県内から選定された「平成の名水百選」 （平成 20 年度環境省選定）	157	表 53 発生源別悪臭苦情件数	176
表 21 水浴場の判定基準	157	表 54 悪臭規制地域の指定状況	176
表 22 水浴場水質調査結果	158	表 55 悪臭規制基準	177
表 23 県内から選定された水浴場	159	表 56 飼養戸数、頭羽数（県計）の推移	178
表 24 排水に係る基準	159	8 騒音・振動	179
表 25 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に 基づく届出事業場数	160	表 57 自動車騒音常時監視結果	179
表 26 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に 基づく届出受理件数	161	表 58 航空機騒音測定結果（青森空港）	180
表 27 特定事業場の排水基準不適合に係る指導状 況	161	表 59 航空機騒音測定結果（八戸飛行場）	180
表 28 下水道終末処理場整備状況	161	表 60 航空機騒音測定結果（三沢飛行場）	180
表 29 青森県八戸工業用水道水質測定結果	162	表 61 新幹線鉄道騒音測定結果 （東北新幹線鉄道）	180
5 自然保護	163	表 62 新幹線鉄道騒音測定結果 （北海道新幹線鉄道）	180
表 30 県自然環境保全地域等指定状況	163	表 63 騒音に係る環境基準	181
表 31 自然公園内での規制行為に対する許可等の 推移	165	表 64 騒音規制地域の指定状況	181
		表 65 振動規制地域の指定状況	181
		表 66 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況	181

表 67	県公害防止条例に基づく届出状況	182	11	酸性雨	191
表 68	騒音に係る規制基準	182	表 85	酸性雨調査結果(年平均値)	191
表 69	振動に係る規制基準	183	12	環境放射線等	192
表 70	一般的な騒音の例	184	表 86	原子力施設環境放射線等調査結果	192
表 71	振動の影響例	184	表 87	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森 研究開発センターに係る放射線監視結果	196
表 72	三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺 騒音対策関係事業一覧表	184	表 88	環境放射能水準検査結果	196
9	地盤・土壤環境	185	13	廃棄物	197
表 73	土壤汚染に係る環境基準	185	表 89	空き缶等散乱防止重点地区	197
表 74	土壤汚染に係る特定有害物質及び指定区域の 指定基準	186	14	環境教育・学習	198
表 75	青森地区の水準点の水準測量結果 (沈下量上位 10 位)	186	表 90	環境教育・学習関連の取組一覧	198
表 76	八戸地区の水準点の水準測量結果 (沈下量上位 10 位)	186	15	環境行政のあゆみ	199
表 77	八戸地区の観測井測定結果 (水位・沈下量の年度別累積変動)	187	16	青森県環境の保全及び創造に関する基本条例	200
10	化学物質	187	17	環境用語の解説	204
表 78	ダイオキシン類環境基準	187			
表 79	ダイオキシン類モニタリング調査結果 (環境大気)	187			
表 80	ダイオキシン類モニタリング調査結果 (公共用水域)	188			
表 81	ダイオキシン類モニタリング調査結果 (地下水)	188			
表 82	ダイオキシン類モニタリング調査結果 (土壌)	188			
表 83	P R T R届出排出量・移動量	189			
表 84	食品中の残留農薬等調査結果	190			

## 1 人口・産業等

表1 本県の地域別人口動向

年 地域名	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	(H27/H22) 増減率
青森地域	334,520 人	323,604 人	327,944 人	350,034 人	340,427 人	325,458 人	310,640 人	△ 4.6 %
津軽地域	537,043	520,039	514,880	487,191	472,856	449,159	423,420	△ 5.7
南部地域	556,520	548,031	550,034	551,137	539,622	519,179	499,754	△ 3.7
下北地域	96,365	91,199	88,805	87,366	83,752	79,543	74,451	△ 6.4
合計	1,524,448	1,482,873	1,481,663	1,475,728	1,436,657	1,373,339	1,308,265	△ 4.7

(注1) 青森市の旧浪岡町地域は、平成7年以前は津軽地域、平成12年以降青森地域に分類

(注2) 青森地域：青森市及び東津軽郡の区域

津軽地域：弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡及び北津軽郡の区域

南部地域：八戸市、十和田市、三沢市、上北郡及び三戸郡の区域

下北地域：むつ市及び下北郡の区域

資料：総務省統計局「国勢調査」(確定値)

表2 製造品出荷額等の推移

(従業者4人以上の事業所)

区 分	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	総数		総数		総数	
元		2,590		79,815		121,609,525
2		2,701		83,110		127,133,084
3		2,777		87,532		136,258,646
4		2,752		85,793		134,387,523
5		2,809		84,940		133,034,299
6		2,689		82,586		128,524,040
7		2,705		81,597		134,591,670
8		2,612		80,594		140,439,940
9		2,513		79,758		145,896,058
10		2,615		78,886		140,273,177
11		2,438		74,911		134,794,503
12		2,406		74,750		136,875,730
13		2,221		68,358		125,184,316
14		2,051		64,995		119,353,191
15		2,059		62,795		121,082,565
16		1,881		59,919		126,456,589
17		1,881		58,843		120,514,802
18		1,743		60,764		162,361,233
19		1,748		65,475		165,110,634
20		1,829		63,036		164,944,640
21		1,646		58,274		145,740,316
22		1,561		58,019		151,071,928
23		1,558		54,912		140,320,326
24		1,514		56,037		149,234,703
25		1,472		55,647		152,029,755
26		1,449		55,464		159,513,190
27		1,547		55,122		170,230,792
28		1,386		57,283		180,704,447
29		1,368		56,739		191,213,318

(注) 平成27年以降の事業所数及び従業者数は、調査期日の変更により、当該年次の翌年の6月1日現在の数値である。

資料：県統計分析課「青森県の工業」

表3 農林業の動向

区 分	単位	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
販売農家戸数	戸	43,314	—	—	—	—	34,866	—	—	—	—
専業農家	〃	13,188	—	—	—	—	13,309	—	—	—	—
第1種兼業	〃	10,278	—	—	—	—	7,341	—	—	—	—
第2種兼業	〃	19,848	—	—	—	—	14,216	—	—	—	—
農業就業人口	〃	80,483	—	—	—	—	64,746	—	—	—	—
基幹的農業従事者	〃	68,609	—	—	—	—	58,222	—	—	—	—
耕地面積	ha	156,800	156,600	156,500	155,900	154,800	153,300	152,300	151,500	151,000	150,500
田	〃	83,600	83,500	83,400	83,100	82,300	81,200	80,700	80,000	79,800	79,600
普通畑	〃	34,400	34,400	34,600	34,900	34,700	34,500	34,500	34,700	35,000	35,200
畑	〃	23,500	23,400	23,200	22,900	22,800	22,700	22,700	22,600	22,400	22,300
樹園地	〃	15,400	15,300	15,200	15,000	15,000	14,900	14,500	14,200	13,700	13,400
牧草地	〃	15,400	15,300	15,200	15,000	15,000	14,900	14,500	14,200	13,700	13,400
耕地利用率	%	84.1	83.5	82.7	82.3	82.2	82.3	82.1	81.7	81.3	81.3
森林面積	ha	635,748	635,725	635,725	632,097	634,570	631,075	629,783	629,783	630,683	632,309
農業産出額	億円	2,751	2,804	2,759	2,835	2,879	3,068	3,221	3,103	3,222	—
米	%	14.9	19.1	22.4	17.9	13.5	13.8	14.5	16.5	17.2	—
構成	〃	27.1	26.8	25.1	27.2	28.9	27.9	26.5	25.5	25.9	—
野	〃	23.4	22.0	20.9	22.0	23.2	24.5	26.8	25.1	25.7	—
畜	〃	29.7	27.7	27.5	28.7	30.6	29.7	28.5	29.5	28.1	—
その他	〃	4.9	4.4	4.1	4.2	3.8	4.1	3.7	3.4	3.1	—

資料：農林業センサス(5年ごと実施)、耕地及び作付面積統計、農林水産統計年報、青森県森林資源統計書、生産農業所得統計から

県農林水産政策課作成

表4 年次別漁業生産量及び金額

区分	年次	総数	魚類	貝殻	その他水産動物	藻類
漁獲数量 (トン)	27	250,026	99,790	103,786	41,128	5,327
	28	249,654	94,914	122,664	31,126	943
	29	206,233	95,913	81,195	26,704	2,376
	30	216,706	106,465	86,060	22,259	1,934
	31	191,322	65,783	99,921	23,866	1,752
漁獲金額 (百万円)	27	52,928	17,558	17,656	16,571	1,146
	28	63,530	17,482	26,789	18,864	388
	29	57,103	16,568	22,003	17,386	1,136
	30	45,546	15,860	14,322	14,550	814
	31	41,723	12,618	13,865	14,532	708

(注) 各項目の合計と総数の値については四捨五入により一致しないこともある。

資料：県水産振興課「青森県海面漁業に関する調査結果書（属地調査年報）」

表5 青森県内の自動車保有台数の推移

年	総数	登録車両数						小型二輪	軽自動車
		計	貨物用	乗合用	乗用	大型特殊	特種		
27	1,003,377	527,740	83,089	3,820	412,017	8,876	19,938	11,432	464,205
28	1,003,165	524,495	82,276	3,830	409,384	9,096	19,909	11,821	452,063
29	1,005,726	525,281	82,114	3,827	410,047	9,271	20,022	12,052	468,393
30	1,007,109	525,710	81,803	3,838	410,733	9,388	19,948	12,336	469,063
31	1,006,449	524,530	81,555	3,794	409,729	9,515	19,937	12,472	469,447
2	1,006,449	522,257	81,013	3,768	407,944	9,607	19,925	12,734	468,197

資料：国土交通省東北運輸局「自動車登録統計」より環境政策課作成

(各年3月31日現在)

## 2 地球にやさしい青森県行動プラン

表6 エネルギー使用量等（令和元年度実績）

	令和元年度			削減目標 (%) (基準年度に 対する令和元年度 の削減率)
	実績	前年度比 (%)	基準年度比 (%)	
温室効果ガス総排出量	68.9 <small>千トン-CO<sub>2</sub></small>	▲1.2	▲2.6	▲5.0

表7 グリーン調達率（特定調達品目）

分類（特定調達品目）	令和元年度実績
紙類	99.5%
文具類	97.8%
オフィス家具等	99.6%
画像機器等	97.4%
電子計算機等	97.8%
オフィス機器等	98.2%
携帯電話	100.0%
家電製品	99.6%
エアコンディショナー等	96.8%
温水器等	100.0%
照明	95.3%
一般公用車用タイヤ	100.0%
2サイクルエンジン油	100.0%
消火器	100.0%
制服・作業服	89.4%
カーテン・布製ブラインド	65.9%
じゅうたん・カーペット	100.0%
毛布・ふとん	100.0%
ベットフレーム・マットレス	97.5%
作業手袋	96.5%
その他繊維製品	99.9%
防災備蓄用品	98.3%
自動車等	99.8%
外注印刷物の判断基準達成率	93.1%

### 取組項目

使用量・排出量	令和元年度			削減目標 (%) (基準年度に 対する令和元年度 の削減率)	
	実績	前年度比 (%)	基準年度比 (%)		
エネルギー 使用量	電気	844,439,184 kWh	▲0.2	▲0.6	▲5.0
	重油	8,955,420 ℓ	▲0.4	▲2.5	▲5.0
	灯油	2,360,774 ℓ	▲6.2	▲3.9	▲5.0
	都市ガス	96,185 m <sup>3</sup>	▲1.4	-	-
	LPG	93,742 kg	▲12.7	-	-
	軽油	606,792 ℓ	0.2	▲10.7	▲5.0
	ガソリン	1,308,091 ℓ	▲5.7	▲12.9	▲5.0
	ジェット燃料	223,703 ℓ	▲1.9	-	-
その他	水道	581,905 m <sup>3</sup>	▲1.3	▲10.5	▲5.0
	コピー用紙	185,019,509 枚	▲1.0	▲4.7	▲5.0
	廃棄物	2,783,254 kg	▲6.6	2.8	▲10.0

※表中の「-」は、目標値、基準値等が設定されていないもの。

※「その他」各項目は、温室効果ガス総排出量の算定対象外。

※「廃棄物」は、一般廃棄物（可燃物及び不燃物）と産業廃棄物合計。

※調達目標100%

資料：県環境政策課

3 公害防止

表8 公害防止協定等の締結状況

(令和2年3月31日現在)

地方公共団体等名	企業名	業種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
青森県・八戸市	東北電力㈱八戸火力発電所	電気	S52. 4. 23 (H29. 12. 27)	○	○	○	○	○	○	
"	三菱製紙㈱八戸工場	パルプ・紙製造	S53. 11. 11 (H16. 6. 4)	○	○	○	○	○	○	
"	八戸製錬㈱八戸製錬所	非鉄金属製造	" (H29. 4. 3)	○	○	○	○	○	○	
"	八戸セメント㈱	窯業・土石製品製造	" (H29. 11. 20)	○	○	○	○	○	○	
"	大平洋金属㈱	鉄鋼	" (H29. 9. 13)	○	○	○	○	○	○	○
"	東京鐵鋼㈱八戸工場	鉄鋼	" (H28. 12. 27)	○	○	○	○	○	○	○
"	片倉コープアグリ㈱東北支店青森事業所八戸工場	化学工業	S58. 4. 14 (H29. 9. 13)	○	○	○	○	○	○	
"	東北グレーンターミナル㈱他5社	飼料製造	S56. 7. 14 (H29. 8. 16)	○	○	○	○	○	○	○
"	八戸バイオマス発電㈱	電気	R2. 3. 19	○	○	○	○	○	○	
青森県・三沢市	住友化学㈱三沢工場	化学工業	S51. 7. 15 (H31. 3. 5)	○	○	○	○	○	○	○
青森県・六ヶ所村	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油備蓄	S58. 8. 30 (H21. 4. 10)	○	○	○	○	○	○	
"	日本原燃㈱	非鉄金属製造	H3. 8. 20 (H24. 12. 3)	○	○	○	○	○	○	
青森市	新和生コン㈱	窯業・土石製品製造	H16. 6. 7 (H16. 11. 29)	○						
青森市 (旧浪岡町)	㈱タムロン	機械器具製造	S59. 3. 1		○					○
弘前市	㈱津軽カントリークラブ	ゴルフ場	H20. 3. 19	○	○	○	○	○	○	
八戸市	合同酒精㈱醸造医薬品工場	食料品製造	S46. 7. 9 (H24. 4. 1)		○					
"	八戸鉱山㈱	窯業・土石製品製造	S48. 6. 20 (H26. 4. 1)	○		○	○			
"	八戸石材企業組合	"	S49. 3. 29 (S53. 10. 31)	○	○	○	○			
"	泉山興業㈱	"	"	○	○	○	○			
"	東北建材産業㈱	"	"	○	○	○	○			
"	中村砕石工業㈱	"	"	○	○	○	○			
"	北振興業㈱	"	" (H25. 10. 1)	○	○	○	○			
"	(有)田中石灰タンカル工業	"	S49. 5. 8 (S53. 10. 31)	○		○	○			
"	(有)三和石灰礦業所	"	"	○		○	○			
"	高周波鋳造㈱	鉄鋼	S50. 2. 21 (H18. 6. 9)	○	○	○	○			○
"	アルバック東北㈱	非鉄金属製造	S60. 7. 31 (H28. 2. 19)	○	○					○
"	MCCユニテック㈱	化学工業	S61. 10. 7 (H10. 10. 1)	○	○					○
"	階上キューピー㈱	食料品製造	S63. 11. 28	○	○					
"	北日本鍍金㈱	金属製品製造	H2. 2. 26	○	○					○
"	住友電工電子ワイヤー㈱八戸事業所	機械器具製造	H6. 12. 16 (H15. 4. 1)	○	○	○	○	○	○	○
"	多摩川精機㈱八戸事業所	"	H12. 11. 1							○
"	エプソンアトミックス㈱	窯業	H13. 1. 22	○	○					○
"	青森県化製事業協同組合	動物油脂製造	H15. 9. 4	○	○	○	○	○	○	○
"	三共理化学工業㈱八戸工場	"	"	○	○	○	○	○	○	○
"	奥羽クリーンテクノロジー㈱	廃棄物処理業	H20. 5. 23	○	○	○	○	○	○	○
"	エプソンアトミックス㈱北インター事業所	非鉄金属製造	H25. 12. 13	○	○	○	○	○	○	○
"	多摩川精機㈱八戸第二工場	機械器具製造	H31. 1. 18	○	○	○	○	○	○	○
吹上地区住民	宝幸水産㈱	食料品製造	S61. 9. 27							○
桔梗野連合町内会	"	"	S61. 5. 7							○
八戸市 (旧南郷村)	県南石材(有)	窯業・土石製品製造	S49. 3. 29	○	○	○	○			
" ( " )	三浦商店建材部	"	"	○	○	○	○			
" ( " )	㈱十文字チキンカンパニー	畜産農業	S59. 9. 1		○			○	○	○
" ( " )	㈱ノザワ	廃棄物処理	H7. 6. 30 (H14. 10. 21)		○			○	○	○
" ( " )	北砲興発㈱	窯業・土石製品製造	H8. 7. 31	○	○	○	○	○	○	○
" ( " )	中当建設㈱	廃棄物処理	H14. 3. 13		○	○	○	○	○	○
十和田市	㈱ヤマショウフーズ東北事業部青森工場	食料品製造	S52. 11. 15		○					
"	十和田地区食肉処理事務組合	と畜場	S52. 11. 18		○					
"	㈱川村畜産	畜産農業	S63. 8. 8		○			○		
"	㈱やまはた	"	" (H24. 12. 7)		○			○		
"	(有)みのる養豚	"	"		○	○		○	○	
"	(有)ふなばやし農産	"	H20. 1. 29		○	○		○	○	
"	(有)高橋養豚	"	S63. 8. 8		○	○		○	○	
"	みちのく国際ゴルフ倶楽部㈱	ゴルフ場	H6. 8. 26	○	○	○		○	○	
"	農事組合法人十和田土壌改良	肥料製造	H12. 12. 14		○	○		○	○	
"	エムエス㈱	機械器具製造	H13. 4. 13		○	○		○	○	
"	(有)タカホ農場	畜産農業	H15. 2. 27		○	○		○	○	
"	上北農産加工農業協同組合	食料品製造	H21. 5. 1		○	○		○	○	
三沢市	㈱附田生コン	窯業・土石製品製造	S51. 6. 25		○	○				○
"	(有)東北ファーム	畜産農業	S52. 6. 15 (H19. 7. 30)		○			○		○

地方公共団体等名	企 業 名	業 種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
三沢市	㈱川賢谷地頭農場	畜産農業	S60.11.1 (H4.6.20)		○			○	○	○
	〃	〃	H4.2.5 (H4.7.10)		○	○		○	○	○
	〃	㈱三沢農場	S60.11.1 (〃)		○	○		○	○	○
	〃	プライフーズ㈱細谷工場	食料品製造	S63.10.27	○	○	○	○	○	○
	〃	プライフーズ㈱三沢加工食品工場	〃	S61.3.22	○	○	○	○	○	○
	〃	スターゼン㈱	〃	H8.2.28(H30.3.16)	○	○	○	○	○	○
	〃	(南)東北養鶏場	畜産農業	H19.4.10				○	○	○
	〃	多摩川精機㈱八戸事業所三沢工場	電気機器器具製造	H21.3.27					○	○
	〃	公盛工業㈱三沢工場	自動車部品製造	H22.9.15					○	○
	〃	プライフーズ㈱みどりの郷	食料品製造	H24.5.22	○	○	○	○	○	○
三沢市・六ヶ所村・ 六ヶ所村漁業協同組 合・三沢市漁業協同 組合・小川原湖漁業 協同組合	農事組合法人川村農場	畜産農業	H15.9.14		○			○	○	
朝日町内会	プライフーズ㈱小沢農場	〃	S52.11.30					○	○	
三沢市・三沢市漁業 協同組合	(株)司食品工業	食料品製造	H28.9.15	○	○	○	○	○	○	
むつ市	日本ホワイトファーム㈱	食料品製造	S62.6.4 (H11.4.1)		○	○	○	○	○	
〃	日本ビュアフード㈱	〃	H11.4.1		○	○	○	○	○	
〃	㈱日本分析センター	環境試料分析業務	H22.9.17		○					
つがる市 (旧木造町)	㈱木村牧場	畜産農業	H7.11.1		○			○		
平川市	青森リバーテックノ㈱	機械器具製造	S61.12.1 (H16.1.5)		○					
平川土地改良区	〃	〃	S62.8.10		○					
平川内水面漁業協同組合	平川市	廃棄物処理	H3.12.13		○					
平内町	エビハラスポーツマン㈱	ゴルフ場	H4.7.31	○	○	○	○	○	○	
鱒ヶ沢町	青森スプリング・ゴルフクラブ	ゴルフ場	H3.9.7 (H27.12.12)		○				○	
藤崎町	㈱ベイシックサンミッシェルトキワ藤崎工場	衣服・繊維製品製造	S60.11.22		○	○				
藤崎町 (旧常盤村)	㈱青森アステック・リーテック青森	機械器具製造	S50.1.28	○	○	○				
〃 (〃)	東北ポリマー㈱	石油・石炭製品製造	S49.7.17	○	○	○				
大鰐町	青森ロイヤル㈱	ゴルフ場	H5.1.27	○	○	○	○	○	○	
〃	平川市	廃棄物処理	S63.6.24	○	○	○	○	○	○	
野辺地町・目ノ越自治会	日本ホワイトファーム㈱東北生産部	肥料製造	H16.6.28		○			○	○	
七戸町	㈱コーケンフーズ	食料品製造	H10.10.16		○			○	○	
〃	県畜産農業協同組合連合会	畜産農業	H10.7.1		○	○		○	○	
七戸町 (旧天間林村)	青森木材防腐㈱	木材・木製品製造	S50.11.1	○	○	○		○	○	
中野川流域公害対策委員会	〃	〃	S51.2.28	○	○	○		○	○	
おいらせ町	プライフーズ㈱	食料品製造	S47.1.30 (H15.12.5)	○	○	○		○	○	
〃	ハイモ㈱	化学工業	S53.3.31 (〃)	○	○	○	○	○	○	
〃	日本フードバックカー㈱	食料品製造	S53.7.28 (H19.10.1)	○	○	○		○	○	
〃	城内水産㈱	〃	H2.9.6	○	○	○	○	○	○	
〃	日本ビュアフード㈱	〃	H8.2.16 (H19.11.1)	○	○	○		○	○	
〃	㈱オリワン	〃	H17.5.16	○	○	○	○	○	○	
〃	大石産業㈱	パルプ・紙・紙加工品製造	S57.7.29	○	○	○		○	○	
〃	東北容器工業㈱	〃	S59.10.23 (H21.4.1)	○	○	○		○	○	
〃	(南)オーガニックカンパニー	農業	H12.8.9					○	○	
〃	インターファーム㈱	畜産農業	H12.9.1		○	○		○	○	
〃	㈱ジャパス	食料品製造	H15.11.28	○	○	○	○	○	○	
六戸町	佐藤製線販売㈱	鉄鋼	S52.4.11		○	○	○	○	○	
〃	三本木畜産農業協同組合	畜産農業	S54.4.20	○	○	○	○	○	○	
〃	社会福祉法人楽晴会	老人福祉事業	S54.11.25		○					
〃	第一プロイラー㈱	畜産農業	S52.11.15					○	○	
〃	㈱日産合同新車センター	自動車卸売	S52.9.13 (S54.12.25)		○			○	○	
〃	おいらせ農業協同組合	各種商品小売	S54.8.20		○			○	○	
〃	平和運送㈱・(南)みちのく産商	石油卸売	S54.3.20		○			○	○	
〃	インターファーム㈱	畜産農業	S60.3.2		○	○		○	○	
〃	(南)小関麵興商事	食料品製造	〃		○			○	○	
〃	六戸温泉	浴場	S57.11.11		○			○	○	
〃	吉田 照美	集団し尿処理浄化槽設置者代表	S57.8.23		○			○	○	
〃	晴ヶ丘老人ホーム	老人福祉事業	S54.4.17		○			○	○	
〃	尾形精肉店	畜産農業	H元.11.20		○	○		○	○	
〃	折茂良質葉生産組合	たばこ生産	S56.10.19		○			○	○	
〃	沖山良質葉生産組合	〃	〃		○			○	○	
〃	下吉田良質葉生産組合	〃	〃		○			○	○	
〃	山優建材㈱	廃棄物処理	H6.12.21	○		○	○	○	○	
〃	大昇産業㈱	〃	H15.4.2	○		○	○	○	○	
姉沼土地改良区	(南)小関麵興商事	食料品製造	S49		○			○	○	

地方公共団体等名	企 業 名	業 種	締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目							
				大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他	
中堰用水申し合せ組合	㈱宮崎養鶏場	畜産農業	S54. 12. 22		○						
横浜町	インターファーム㈱横浜農場	畜産農業	S61. 2. 25 (H16. 2. 1)		○	○	○	○	○	○	
"	日本ホワイトファーム㈱東北食品工場	食料品製造	S63. 7. 20 (H16. 3. 1)		○	○	○	○	○	○	○
"	" C S農場	畜産農業	S61. 2. 25 (H19. 9. 13)	○	○	○		○	○	○	
"	" 肥料センター	肥料製造	H6. 2. 17(H16. 3. 1)	○	○			○	○	○	
"	日本ビュアフード㈱	食料品製造	H10. 11. 5(H19. 9. 13)	○	○	○	○	○	○	○	○
東北町 (旧上北町)	㈱司食品工業	食料品製造	H16. 3. 31	○	○	○	○	○	○	○	○
東北町	全国農業協同組合連合会青森県本部	"	H元. 4. 1 (R元. 10. 1)		○	○		○	○	○	
東北町・小川原湖漁業協同組合	㈱アングラージュ	住宅施設	H21. 7. 15		○						
六ヶ所村	青森宝栄工業㈱	機械器具製造	S63. 5. 17	○	○	○	○	○	○	○	
"	㈱永木精機	"	H2. 12. 1	○	○	○	○	○	○	○	
"	OLE D青森㈱	"	H23. 9. 1		○				○		
"	㈱大興	汚染土壌処理	R元. 7. 1								○
東通村	三菱マテリアル㈱	窯業・土石製品製造	S54. 7. 30	○	○	○	○			○	
"	日鉄鉱業㈱尻屋鉱業所	鉱業	S55. 7. 22	○	○						
三戸町	インターファーム㈱三戸農場	畜産農業	S60. 6. 19 (H9. 12. 24)		○	○		○	○	○	
"	太平洋ブリーディング	"	H27. 10. 1		○	○		○	○	○	
五戸町	㈱阿部繁孝商店	食料品製造	S63. 3. 9		○	○		○	○	○	○
"	ブライフーズ㈱五戸加工食品工場	"	H元. 7. 27	○	○	○	○	○	○	○	○
"	竹崎縫製㈱	衣服・繊維製品製造	H2. 5. 25	○	○	○	○	○	○	○	○
"	㈱十文字チキンカンパニー	食料品製造	H4. 7. 13		○	○		○	○	○	○
"	㈱エコプラザひばり野	廃棄物処理	H6. 6. 8 (H20. 4. 14)	○		○	○				
"	㈱ソフトインライフ五戸	"	H6. 12. 9	○	○	○	○	○	○	○	○
"	㈱川村土木	建設業	H8. 11. 1	○		○	○	○	○	○	
"	㈱横町建材	砕石業	"	○		○	○	○	○	○	
"	㈱鈴木農園	食料品製造	H29. 2. 1	○	○	○	○	○	○	○	○
五戸町 (旧倉石村)	十和田地域広域事務組合	廃棄物処理	H2. 6. 20		○	○	○	○	○	○	○
" ( " )	㈱東北グローイング	畜産農業	H2. 4. 1		○	○	○	○	○	○	○
" ( " )	布施 正志	"	H3. 1. 21		○	○	○	○	○	○	○
" ( " )	川村土木㈱	建設業	H13. 12. 11		○	○	○	○	○	○	○
田子町	㈱阿部繁孝商店	食料品製造	S57. 4. 20								○
"	"	畜産農業	H3. 10. 14								○
"	福田 信雄	"	H14. 7. 17		○			○			
"	㈱十文字チキンカンパニー	"	H28. 5. 11		○			○			
"	㈱十文字チキンカンパニー	"	H30. 7. 3		○			○			
階上町	桑原 裕	畜産農業	S62. 6. 11(元. 7. 20)					○			
"	㈱八戸ファーム	"	S63. 10. 18					○			
"	階上キューピー㈱	食料品製造	S63. 11. 26	○	○	○	○	○			
"	百目木和俊	畜産農業	H元. 8. 24					○			
"	キューピータマゴ㈱	食料品製造	H4. 10. 15	○	○	○	○	○			
"	八戸炭酸カルシウム㈱	土石製造	H2. 12. 15			○	○				○
"	㈱青森ポーター	畜産農業	H19. 7. 9		○	○		○		○	
"	イワタニ・ケンボロー㈱	畜産農業	H24. 4. 1		○			○			

資料：県環境保全課

表9 公害防止管理者等選任届出状況

(令和2年3月31日現在)

業種	特定工場	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者											
				大気関係				水質関係				騒音関係	粉じん関係	振動関係	ダイオキシン類関係
				第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種				
食料品	10	10(10)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(5)	1(0)	0(0)	0(0)	4(4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
飲料・たばこ・飼料	8	7(6)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	5(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
繊維工業	1	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
木材・木製品(家具を除く)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
家具・装備品	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
パルプ・紙・紙加工品	3	3(3)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	2(2)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
印刷・同関連	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
化学工業	4	4(4)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
石油製品・石炭製品	25	6(4)	0(0)	0(0)	0(0)	4(2)	21(20)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	14(13)	0(0)	0(0)
プラスチック製	1	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
ゴム製品	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
なめし革・同製品・毛皮	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
窯業・土石製品	73	24(22)	0(0)	0(0)	2(2)	4(3)	5(3)	0(0)	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	67(41)	0(0)	0(0)
鉄鋼業	6	6(6)	1(1)	0(0)	0(0)	5(3)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	3(3)	0(0)	1(1)
非鉄金属	1	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)
金属製品	4	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
はん用機械器具	1	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
生産用機械器具	1	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
業務用機械器具	1	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
電子部品・デバイス・電子回路	8	8(6)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
電気機械器具	4	4(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	3(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
情報通信機械器具	1	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
輸送用機械器具	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
電気業	5	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	4(3)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)	0(0)
ガス業	2	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
熱供給業	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	2	2(2)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	162	87(79)	3(3)	4(4)	2(2)	21(15)	46(37)	6(5)	21(14)	2(2)	7(7)	0(0)	87(60)	0(0)	3(3)

(注) ( )は公害防止管理者等の代理者数。

資料：県環境保全課

## 4 水質汚濁

表10 水質汚濁に係る環境基準

## 1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキササン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。  
(規格：日本産業規格K0102)

## 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶解酸素量 (DO)	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS <sup>※</sup>
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考  
1 基準値は、年間平均値とする。

※直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考  
1 基準値は、日間平均値とする。  
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。  
3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考  
1 基準値は、年間平均値とする。  
2 全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。  
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS <sup>※</sup>
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

※直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

## エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L以上

備考  
1 基準値は日間平均値とする。

## (3) 海 域

## ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考  
1 基準値は、日間平均値とする。  
2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

## (注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

## (注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS*
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

※直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生 物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生 物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生 物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

(備考)

- 環境基準達成水域の判定方法について(全窒素又は全燐に係るものを除く。)
  - 環境基準が達成されているか否かの判断は、河川においてはBOD、湖沼及び海域においてはCODにより、当該水域の環境水質を代表する環境基準点において行う。
  - 年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times N$  (日間平均値のデータ数) (計算結果が整数でない場合は、端数を切り上げ整数とする。)番目のデータ値をもって75%値とし、それが環境基準値を

満足しているものを達成地点とする。

- 1水域において、複数の環境基準点を有する場合、全ての環境基準点において基準が達成されている場合のみを達成水域とする。
- 全窒素及び全燐の環境基準達成水域の判定方法について  
 類型指定水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を当該水域内のすべての基準点について平均した値による。

表11 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況

(1) pH、BOD (COD) 等

水 域	該当類型	達成期間	備考	
新井田川上流 (長館橋より上流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	A	イ	新井田川河口水域 (昭和46年5月25日 閣議決定、 令和2年3月27日 青森県告示第253号)	
新井田川下流 (長館橋より下流)	B	ハ		
馬淵川上流 (櫛引橋より上流)	A	イ		
馬淵川下流 (櫛引橋より下流)	B	ロ		
五戸川上流 (戊橋より上流)	A	イ		
五戸川下流 (戊橋より下流)	B	イ		
相坂川上流 (葛川合流点より上流)	AA	イ		
相坂川中流 (葛川合流点から幸運橋まで)	A	イ		
相坂川下流 (幸運橋より下流)	B	イ		
十和田湖(全域)	湖沼AA	イ		
世増ダム貯水池(県の区域に属する部分)	湖沼A	イ		
工業港(1)	海域C	ロ		
工業港(2)	海域C	ロ		
工業港(3)	海域C	ロ		
河口海域 (甲)	海域B	ロ		
河口海域 (乙)	海域B	ロ		
河口海域 (丙)	海域A	イ		
岩木川上流 (神田橋から上流)	A	ロ		岩木川水域 (昭和47年6月13日 青森県告示第451号、 平成8年2月21日 青森県告示第106号)
岩木川下流 (神田橋から下流)	B	ロ		
平川 (全域)	A	ロ		
浅瀬石川上流 (滝ノ股川合流点から上流)	AA	イ		
浅瀬石川下流*	A	ロ		
(滝ノ股川合流点から下流であって、浅瀬石川ダム貯水池に係る部分を除いたもの)				
浅瀬石川ダム貯水池(全域)*	湖沼A	イ		
山田川 (全域)	A	イ		
大秋川 (全域)	A	イ		
大落前川 (全域)	A	イ		
虹貝川 (全域)	A	イ		
飯詰川 (全域)	A	イ		

中村川(全域)* 赤石川(全域) 追良瀬川(全域)* 吾妻川(全域) 笹内川(全域) 深浦港 日本海岸地先海域	A A A A A 海域B 海域A	イ イ イ イ イ イ イ	日本海岸水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日 青森県告示第233号)
今別川(全域)* 長川(全域) 津軽半島北側海域	A A 海域A	イ イ イ	津軽半島北側水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日 青森県告示第233号)
蟹田川(全域)* 高石川(全域) 新城川(全域) 沖館川(全域及び支川)* 堤川上流(横内川合流点から上流) 堤川下流(横内川合流点から下流) 横内川上流(水源池取水口から上流) 横内川下流(水源池取水口から下流) 駒込川上流(駒込川頭首工から上流) 駒込川下流(駒込川頭首工から下流) 野内川(全域) 陸奥湾(1) 陸奥湾(2) 陸奥湾(3) 陸奥湾(4)	A A B C A B AA A A B A 海域C 海域C 海域B 海域A	イ イ ロ ロ イ ロ イ イ イ ロ イ イ イ イ イ	陸奥湾西側水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日 青森県告示第233号、 平成11年3月15日 青森県告示第162号)
小湊川(全域) 野辺地川上流(清水目橋より上流) 野辺地川下流(清水目橋より下流) 田名部川上流(荷橋より上流) 田名部川下流(荷橋より下流) 川内川上流(湯ノ川合流点より上流) 川内川下流(湯ノ川合流点より下流) 宇曾利川(全域)* 永下川(全域)* 小荒川上流(中荒川1号橋より上流) 小荒川下流(中荒川1号橋より下流) 小湊港 野辺地港 大湊港(1) 大湊港(2) 川内港 陸奥湾東側海域	A A B A B A A A A A A A 海域B 海域B 海域C 海域B 海域B 海域A	イ イ ロ イ ロ イ ロ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	陸奥湾東側水域 (昭和49年4月27日 青森県告示第291号、 平成2年4月2日 青森県告示第234号)
(八戸市、階上町地先水域) 蕪島北端(八戸市大字鮫町字鮫57番地)から方位角0度に引いた線及び及び青森県と岩手県の境界である陸岸の地点(三戸郡階上町大字道仏字廿一2番1号)から方位角70度50分に引いた線内の領海	海域A	イ	南浜水域 (昭和51年2月3日 青森県告示第83号)
土場川(全域) 七戸川(七戸川全域及び支派川) 砂土路川(全域)* 姉沼川(全域) 古間木川(全域)* 小川原湖(小川原湖全域及び高瀬川) 東通り海域 むつ小川原港(1) むつ小川原港(2) むつ小川原港(3)	A A A B B 湖沼A 海域A 海域C 海域C 海域B	イ イ イ イ ロ ロ イ イ イ イ	東通り水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号、 平成2年4月2日 青森県告示第235号、 平成11年3月15日 青森県告示第163号)
大畑川(全域) 下北半島北側海域 尻屋岬港	A 海域A 海域B	イ イ イ	下北半島北側水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号)
奥戸川(全域) 古佐井川(全域) 下北半島西側海域 大間港	A A 海域A 海域B	イ イ イ イ	下北半島西側水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号)

(2) 全窒素、全燐

水 域	該当類型	達成	備考
世増ダム貯水池(県の区域に属する部分)	湖沼Ⅲ	イ	新井田川河口水域 (令和2年3月27日 青森県告示第254号)
陸奥湾(焼山崎と平館灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域)	海域Ⅰ	イ	陸奥湾水域 (平成9年4月21日 青森県告示第294号)

(3) 全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

水 域	該当類型	達成 期間	備考
新井田川(世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	生物A	イ	新井田川河口水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
馬淵川(青森・岩手県境より下流)	生物A	イ	
五戸川(全域)	生物A	イ	
奥入瀬川(全域)	生物A	イ	
十和田湖(全域)	湖沼生物A	イ	
世増ダム貯水池(県の区域に属する部分)	湖沼生物A	イ	(平成30年2月9日 青森県告示第84号) (令和2年3月27日 青森県告示第255号)
岩木川(全域)	生物A	イ	岩木川水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
平川(全域)	生物A	イ	
浅瀬石川(浅瀬石川ダム貯水池に係る部分を除いたもの)	生物A	イ	
山田川(全域)	生物A	イ	
大秋川(全域)	生物A	イ	
大落前川(全域)	生物A	イ	
虹貝川(全域)	生物A	イ	
飯詰川(全域)	生物A	イ	
浅瀬石川ダム貯水池(全域)	湖沼生物A	イ	
中村川(全域)	生物A	イ	日本海岸水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
赤石川(全域)	生物A	イ	
追良瀬川(全域)	生物A	イ	
吾妻川(全域)	生物特A	イ	
笹内川(全域)	生物A	イ	
今別川(全域)	生物A	イ	津軽半島北側水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
長川(全域)	生物A	イ	
蟹田川(全域)	生物A	イ	陸奥湾西側水域 (平成27年11月13日 青森県告示第791号)
高石川(全域)	生物A	イ	
新城川(全域)	生物A	イ	
沖館川(全域及び支川)	生物A	イ	
堤川下流(横内川合流点から下流)	生物B	イ	
横内川(全域)	生物A	イ	
野内川(全域)	生物A	イ	
小湊川(全域)	生物A	イ	
野辺地川(全域)	生物A	イ	
田名部川(全域)	生物A	イ	
川内川(全域)	生物特A	イ	陸奥湾東側水域 (平成29年1月25日 青森県告示第40号)
宇曾利川(全域)	生物A	イ	
永下川(全域)	生物A	イ	
小荒川(全域)	生物A	イ	
土場川(全域)	生物B	イ	
七戸川(七戸川全域及び支派川)	生物A	イ	東通り水域 (平成29年1月25日 青森県告示第40号)
砂土路川(全域)	生物A	イ	
姉沼川(全域)	生物A	イ	
古間木川(全域)	生物B	イ	
小川原湖(小川原湖全域及び高瀬川)	湖沼生物A	イ	
			(平成29年1月25日 青森県告示第41号)
大畑川(全域)	生物特A	イ	下北半島北側水域 (平成29年1月25日 青森県告示第40号)
奥戸川(全域)	生物A	イ	下北半島西側水域 (平成29年1月25日 青森県告示第40号)
古佐井川(全域)	生物A	イ	

- (注) 1 該当類型の欄中、「湖沼」又は「海域」の表示のあるものは生活環境に係る環境基準の「湖沼」又は「海域」の表の類型を、「湖沼」又は「海域」の表示のないものは同表の河川の表の類型を示す。
- 2 達成期間の分類は、次のとおりとする。
- 「イ」は、直ちに達成。
  - 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。
  - 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。
- 3 備考欄は、当該水域に係る指定水域の名称及び指定年月日等である。
- 4 堤川及び駒込川の「pH」に係る項目については、基準値を適用しない。
- 5 七戸川(七戸川全域及び支派川)のうち天間大橋から上流の全亜鉛に係る項目については、基準値を適用しない。
- 6 水域欄の\*は平成2年4月2日付け青森県告示第233～235号、平成8年2月21日付け青森県告示第106号、平成11年3月15日付け青森県告示第162、163号により一部改正があった水域であることを示す。
- 7 相坂川の河川法上の名称は奥入瀬川である。

資料：県環境保全課



表 16 健康項目の環境基準を超えた地点数

測定項目	令和元年度		平成30年度	
	地点数	環境基準値を超えた地点数	地点数	環境基準値を超えた地点数
カドミウム	88	0	88	0
全シアン	57	0	57	0
鉛	99	0	99	0
六価クロム	57	0	57	0
砒素	100	1	100	1
総水銀	40	0	40	0
アルキル水銀	9	0	4	0
PCB	35	0	36	0
トリクロロエチレン	25	0	24	0
テトラクロロエチレン	25	0	24	0
ジクロロメタン	14	0	24	0
四塩化炭素	14	0	14	0
1,2-ジクロロエタン	14	0	14	0
1,1-ジクロロエチレン	24	0	14	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	24	0	14	0
1,1,1-トリクロロエタン	24	0	25	0
1,1,2-トリクロロエタン	24	0	25	0
1,3-ジクロロプロペン	14	0	31	0
チウラム	14	0	31	0
シマジン	31	0	14	0
チオベンカルブ	31	0	14	0
ベンゼン	24	0	24	0
セレン	25	0	25	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	43	0	43	0
ふっ素	30	1	30	0
ほう素	28	0	28	0
1,4-ジオキサン	23	0	23	0

(注) 湖沼における複数層採水地点は1地点とする。

資料：県環境政策課